

会 議 録

会 議 名	令和6年度第1回山形市動物愛護推進協議会
開催日時	令和6年9月17日（火）午後2時00分～午後4時00分
開催場所	山形市動物愛護センター 多目的ルーム
出席者	協議会委員 5名（別紙資料参照） 【事務局】 奥山健康医療部長、桜井センター長、佐竹主幹、根市主査獣医師、 小木曾主任、阿部獣医師
傍聴者の数	0人
議 題	1 動物愛護絵画コンテスト審査会 2 報告事項 (1) 令和5年度事業実績 (2) 令和6年度事業について 3 協議事項 (1) 動物の愛護及び管理に関する施策について
資 料	別添参照

会議経過

1 開会

2 あいさつ（健康医療部長）

3 動物愛護絵画コンテスト審査会

応募作品 109 点のうち、一次審査を通過した 28 点の中から審査員（協議会委員）が入賞作品 5 点を選出した。最優秀賞 1 点、優秀賞 4 点。

4 報告事項

(1) 令和5年度事業実績

事務局が資料1に基づき説明。以下、質疑応答。

委 員

「犬・猫の収容、返還、譲渡、処分の状況」のページで、令和5年度の犬の収容数が9頭、返還・譲渡数が9頭、処分数が1頭と記載されているが、どういうことか教えていただきたい。

事務局

令和5年度事業実績の「(3) 処分」に記載されている「収容中死亡1頭」という数字は、令和2年度から収容を続けていた犬が昨年度に死亡したため、その数を計上したものである。

委員

「愛護教室、出前講座、研修会等を実施」で、昨年度は10回実施しているが、対象は学校単位、クラス単位、または学童など、どのような範囲で実施されたのか。

事務局

動物愛護教室は3つの小学校で実施した。そのうち2校は2年生を対象とし、もう1校は1年生、2年生、3年生、6年生を対象に実施した。

委員

動物愛護教室は、動物愛護センターの独自事業なのか、それとも依頼による出前講座なのか教えてほしい。

事務局

愛護教室は、動物愛護センターが市内の小学校を対象に開催希望の調査を実施し、希望があった小学校で開催したもの。出前講座は、霞城公民館の事業の一環として、獣医師の派遣依頼を受けて講座を行ったものである。

また、中学生の職場体験の受け入れや、青年の家が募集する高校生向けの「夏の体験ボランティア」において、動物愛護センターで収容している動物の飼養管理や動物愛護に関する座学を実施した。これらの事業を「研修会等」として位置付け、令和5年度の実績として10回と計上している。

委員

犬・猫の収容に関する質問です。

1つ目は、譲渡とは、譲渡会の開催によって譲渡が成立したものかどうかをお聞きしたい。

2つ目は、昨年度の収容頭数が少なくなっているにも関わらず、収容中死亡の数が多くなっているのは、どのような要因が考えられるかをお聞きしたい。

事務局

まず、当センターでは譲渡会は実施していない。譲渡は、譲渡の条件である「譲渡前講習会」を受講後、希望する犬や猫とのマッチングを行い、譲り受け希望者が審査基準を満たした場合に成立する。

次に、収容中死亡については、長期間収容していた犬や猫の死亡数が多かったものと認識している。

委員

「猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業」において、ガバメントクラウドファンディングの収入額以上に支出されていると思うが、他の財源からも支出されているのか。

また、ガバメントクラウドファンディングの収入額が少ない場合、事業の予算額自体も減額されるのかお聞きしたい。

事務局

不妊・去勢手術費の補助については、昨年度は最終的に 367 万 5 千円だった。当初は 200 万円程度の見込みで事業費を予算化しているが、皆様にこの事業をご活用いただきたいということもあり、補正予算で必要額を補填しており、市の負担分も含まれている。

議長

ご存知のとおり、山形県内の他の市町村でも不妊・去勢手術費補助事業をクラウドファンディングを活用して実施しているところが増えてきている。今後、こうした市町村と競合していくと思われるため、さらなる支援獲得の方法を検討していくようお願いする。

(2) 令和 6 年度事業について

事務局が資料 2 に基づき説明。以下、質疑応答。

委員

「地域猫活動団体等支援事業」の支給物品について、猫 1 頭当たり 1 か月分に相当する餌とトイレ材を、当該年度に 1 回支給するという認識でよいか。

事務局

然り。

委員

老齢犬の飼育状況の確認というのは、実際に犬が生存しているかどうかの確認ということか。

加えて、「25 歳以上」というのは、相当な老齢にあたると思うが、年齢の基準を引き下げる必要はないのかもお聞きしたい。

事務局

調査方法は、飼い宅を直接訪問し、飼養状況を確認している。

「25 歳」という年齢については、狂犬病予防法の規定により、行政消除できる年齢が 25 歳以上とされており、死亡したと推測されるものと定められていることから、「25 歳以上」としている。

議長

補足となるが、犬の登録及び狂犬病予防注射の事務を行う市町村は、狂犬病予防法の趣旨から、犬の動態を把握しておくことが大前提とされており、国からもその確認を行うよう指示されている。

かつては、国から「20 歳以上の犬の動態を把握し、畜犬登録台帳を整理するように」との通知があったが、一昨年には「25 歳以上の犬の動態を把握し、行政消除ができる」とする通知が出され、これが「25 歳」の根拠となっている。

狂犬病については、約 60 年、日本での発生がなく形骸化している。原点に立ち返り、犬の登録台帳の整理が必要不可欠である。

委員

狂犬病予防注射の接種率について、山形市は接種率 88%を保っている。当たり前のように思われがちだが、これはとても凄いことである。

加えて、昨年から本協議会の中でお願いしていた犬の登録原簿の整理に向けた調査も実施していただいております、今後も引き続きこの作業をお願いしたい。

また、高齢犬に対する狂犬病予防注射については、法制度上「接種しなくてもよい」という扱いにはならない。接種の可否については獣医師の判断になるが、その際の「猶予」という表現が適切ではないという話題が出てきている。

議長

狂犬病予防法の「法」の性質から言えば、飼い犬は全て登録し、全頭に狂犬病予防注射を接種することが求められる。これは、いわゆる人の感染症予防の考え方によるものであり、「猶予」という考えはない。したがって、高齢犬であっても狂犬病予防注射の接種が不要とされることにはならない。

議長

令和5年度事業実績「4 猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業」の「参考 町内会と連携して取り組んだ事例」について、今年度「地域猫活動団体等支援事業」の申請をしている銅町の記載がないが、これは昨年度の実績ではなく、現在実際に地域猫活動を行っている町内会として載せたという理解でよいか。

事務局

然り。

議長

獣医師会としての意見になるが、令和6年度の事業の中で、今後行っていく動物愛護や適正飼養等の研修会について、獣医師会も連携・協力していきたいと考えているので、ご検討いただきたい。

5 協議事項

(1) 動物の愛護及び管理に関する施策について

事務局が資料3に基づき説明。地域猫活動の定義についても要綱に基づき説明。

以下、質疑応答。

議長

「地域猫活動団体等支援事業」について、申請があった場合、その地域猫活動が適正に行われているかなど、何か確認を行うのかお聞きしたい。

事務局

活動内容の確認は行っていきます。

委員

地域猫という言葉の定義について、もう一度山形市内の現状とすり合わせてほしい。

事務局

山形市の現状に合うよう再検討していく。

委員

支援の量について、餌はもう少し多めに、トイレ材は少なめに調整してほしい。
どちらかと言えば、餌の支援の方が助かる。

委員

トイレ材を市から支援していただくだけでも、市民にとって地域猫活動の後押しになる。猫のトイレを設置しなければ、頑張らなければと思うきっかけになる。そのため、来年度以降、説明会を実施してほしい。

事務局

支援物資の配分等について検討していく。

議長

皆さんが期待している事業であるため、微調整を行いながら運営してほしい。
譲渡事業や地域猫活動も含め、啓発の根幹にあるのは適正飼養である。今後も引き続き、適正飼養が推進されるよう普及啓発をお願いしたい。

事務局

本日はお忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。
以上をもちまして、第1回山形市動物愛護推進協議会を終了いたします。
本日いただいたご意見を整理し、今後の山形市の動物愛護行政に反映させていただき
ます。
本日はありがとうございました。